

第18回 安来市農業委員会議事録

平成30年12月21日 午後2時00分 第18回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年12月21日 1日
日程第 3	議第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第67号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第73号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 7	議第74号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第68号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第69号 農地法第18条の規定による通知について
日程第10	報第70号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第11	報第71号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第12	報第72号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第13	同第 1号 農業委員会等に関する法律第23条の規定による推進委員の辞任について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第18回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、

第18回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議長：岡田 一夫君
続きまして、ただいま、お手元に配布のとおり、追加議案として「同第1号 農業委員会等に関する法律第23条による推進委員の辞任について」が提出されました。
お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、審議することにいたします。
ここで事務局より説明があります。

事務局：堀江 雄二君
議事に入る前にお知らせがございます。議第71号 農地法第3条の規定による許可申請について、本日、取り下げの申し出がありました。取り下げのあった許可申請は3ページの2番になりますので、削除をお願いします。あわせて議案の訂正がございます。12ページ2番の面積の合計欄が660㎡となっておりますが、1, 166㎡に訂正願います。こちらにつきましては申し訳ございませんでした。

議長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により1番 北中委員、2番 武上委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君
日程第3 議第71号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
2ページをご覧ください。議第71号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、

すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積（50a）については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 1番は約1km 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、乾燥機1台、精米機1台を所有しています。労働力は本人1名及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、420,000円です。

3番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 1番は約800m 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人1名及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、123,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。番号1の説明をさせていただきます。まず場所でございますが、県道安来広瀬木次線の東中津町内北側から市道の方へ約400m入っていただきますと、事業所のプラントがあります。その敷地の東から3枚目と4枚目の道路沿いの田んぼでございます。現地を確認いたしました。申請人は農地を8,877㎡所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。今回の申請は譲渡人が88歳と高齢で、今年、農作業中に熱中症で倒れ、この先の営農の見通しが立たなくなったということでございます。取得後も同じ用法で耕作されるため、周辺農地に影響を与えることはないということでございます。どうかよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。3番の案件の説明をいたします。場所は伯太庁舎前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面へ約4km行き、天野前橋を渡り清瀬町内に下り500m行き、右折して300m行った農地です。譲受人は11,157㎡の農地を意欲的に経営しており、周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えております。委員の皆様の審議をよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第72号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第72号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は所有権の移転です。譲受人は現在、市内のアパートに妻と子供1名の計3名で生活していますが、子供の成長に伴い現在の居住スペースが狭くなったことから個人住宅の建設を計画しました。譲受人は現在も実家の農業を兄とともに手伝っており、また高齢の母親と助け合って生活する必要があることから実家になるべく近い場所を検討しました。実家はすでに兄が後継者として居住しており増改築の余裕はなく、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っていると譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、600,000円です。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は使用貸借権の設定です。譲受人は現在、申請地と同じ地区内に3世帯同居7名で生活していますが、現在の居住スペースは手狭なため、申請者家族3名と母親、妹の計5名が居住する個人住宅の建設を計画しました。実家に近く住み慣れた地域に引き続き居住するため、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、父親が所有する農地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

3番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は使用貸借権の設定です。譲受人及び譲渡人がともに居住する現在の住宅は老朽化が著しく建替えを検討したが、建築基準法の接道要件を満たす進入路が確保できず建替えができないことが判明しました。住宅の代替地として近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、母親が所有する農地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

4番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、農家住宅、権利の設定は所有権の移転です。譲受人は現在、市内のアパートに妻と子供1名の計3名で生活していますが、子供の成長に伴い現在の居住スペースが狭くなったこと、長男でありいずれ実家を継ぐことから、これを契機に実家に戻る決心をいたしました。農業及び建設業を営む実家は現在、両親及び祖父母が住んでおり、居住スペースが少ないため隣接する宅地を取得して農家住宅を建設する計画を立てたが、居住に必要な農家住宅及び車両駐車場の面積が確保できないことが判明し、宅地

に隣接する当該地を申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、あわせて取得する宅地2筆とあわせて4,000,000円です。

5番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は所有権の移転です。譲受人は現在、同地区内の市営住宅に妻と子供3名の計5名で生活していますが、子供の成長に伴い現在の居住スペースが狭くなったことから個人住宅の建設を計画しました。同地区内で定住することを希望し、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、975,000円です。

6番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は所有権の移転です。譲受人は現在、同地区内の市営住宅に妻と子供2名の計4名で生活していますが、子供の成長に伴い現在の居住スペースが狭くなったことから個人住宅の建設を計画しました。同地区内で定住することを希望し、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、975,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番、4番の案件について 2番 武上委員 お願いします。

2番 武上 隆雄君

2番 武上でございます。1番案件の申請場所の説明をさせていただきます。6ページ右下の縮小図をご覧ください。飯梨川に架かっております地図の左上にあるのが能義大橋の東側でございます。この能義大橋から伯太方面に向かいますと、情報科学高校と神社の間に道があります。これを橋の東側から1km走り、信号機を左折して500m行きますと、赤崎町の集落の赤崎橋がございます。この橋を渡り右折して200m行きますと赤崎町の公会堂がございます。この公会堂を左折し、100m行ったところが申請地でございます。続いて4番案件の申請場所の説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。県道米子広瀬線を矢田町内より1km東に行ったところに能義小学校がございます。その小学校の校庭の東側から道路を挟みまして南側が申請場所でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 10番 板垣委員 お願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。7ページの位置図で説明させていただきます。右側に主要地方道安来木次線がありますが、信号からスーパーへ下りると上に森林組合がございます。その森林組合を少し上がっていただくと、左側が申請地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。3番案件の場所を説明させていただきます。8ページの位置図をご覧ください

い。右側の大きな川が飯梨川でございます。そこに架かっております一番下の橋が東赤江大橋、この西堤防を西に降りてすぐのところ南へ向かう市道がございます。そこを入り、橋を渡ってまっすぐ南下しますと最初の交差点があります。そこを右に約50m行った地点が申請地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

5番、6番の案件について 1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。10ページの地図をご覧ください。5番6番は隣接しておりますのでまとめて説明します。県道米子広瀬線、安田小学校前から安来方面に200mほど進むと、この石堂前橋に出るのでそこを左折して150m進んだ交差点の左前のところが現地となります。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査1班からの調査報告を 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。調査班からの報告をさせていただきます。今月の調査班は1班でございます、板垣班長、北中委員、武上委員、木戸委員、板金委員、齋藤委員それと吉村の7名で昨日実施いたしました。調査に先立ちまして、先ほど事務局より概要説明がありましたが、その内容を確認いたしまして堀江係長同行の下で現地へ参りました。各地区では担当委員から説明を受けました。転用目的、許可条項等につきましては、先ほど事務局の方から説明がございましたので、その点につきましては割愛させていただきます。調査班として確認いたしました隣接農地並びに周囲に与える影響、それに伴う工事の方法等確認しました内容に合わせて、許可の妥当性について調査班としての判断、見解を報告させていただきます。なお、本申請に必要な隣地等の同意書あるいは団体、各組織の確認書等、関係書類は全案件について添付されていることを確認しておりますので、申し添えさせていただきます。それでは1番の案件から説明させていただきます。1番の案件は個人住宅であります、特に隣地等の関係で懸念があります工法等について確認いたしました。まず、周囲をL字型のコンクリート擁壁で造成するという事で土砂の流出を防ぐという方法でございます。それから雨水等については既設の用水路に放流すると、生活污水等については単独の浄化槽を設置いたしまして、既設の水路へ放流するという処置を講じられるということでございまして、周辺への影響はないと判断いたしまして、許可妥当と判断いたしました。続いて2番案件でございますが、これも個人住宅の転用でございます。整地につきましては若干程度で済むということで、大きな土地造成は行わないということですから、周辺への土砂の流出はないと判断いたしました。それから生活排水につきましては公共下水が通っておりますので、そちらの方に接続して排水するという事でございます。それから雨水等につきましては西側の道路に既設の側溝がございますので、そちらの方に排水するという事でございます。以上の点から周辺への影響はないと考えまして、許可妥当と判断いたしました。続きまして3番案件、これも個人住宅の転用の案件ですが、本件につきましては土地の造成は行わないということでございます。更に周囲につきましてはコンクリート擁壁を設置するという事でございますので、周辺への土砂の流出はないと判断いたしました。下排水等につきましては合併浄化槽を設置して既設の側溝に排水するという事でございます。それから雨水等については南側の道路に既設の側溝がございますのでそちらの方に排水するという事でございます。以上の点から周辺への影響はないと判断いたしまして、許可妥当と判断いたしました。続きまして4番案件でございますが、農家住宅の転用案件でございます。こちらにつきましては、申請地とそれから先ほど説明がありましたが、すでに隣地に宅地がございます。そういうことで、本申請の農地についてはちょうど角地になるということで、周辺への農地としての影響はないと判断いたしました。雨水等については北側に既存の側溝がございますのでそちらの方に排水するという事でございます。生活排水等については合併浄化槽を設置するという事で、その上で東側の既設の水路に排水するという措置を講じられるということでございまして、周辺への影響はないと判断し、許可妥当と判断いたしました。続いて5番、6番案件でございますが、同じ敷地に隣接しており同じ造成等が行われるということで合わせて

説明させていただきます。方法等につきましては、この地図でいきますと進入路を東側の方から入ることです。入口の方につきましては道路高さまで、現在断面が道路より50cm低いということで50～60cmくらい盛土をして造成するという事です。更に、建築する部分につきましてはさらに高めていって115cmくらいまで盛土造成をするという計画のようでございます。進入路の東側に、現在、排水溝を新たに設置し、雨水等につきましては既設の北側の水路に接続工事をする措置を講じるということでございます。汚水等につきましては既存の集落排水へ接続して排水するという事でございます。それから、西側に隣接の農地がございますが、こちらにつきましては、L型擁壁に合わせて畦畔の補強工事をする対策がとられるということでございます。それから南側の土地がございますけれども、盛土を行って整地をかけるということでございましてこれらの措置により周囲への影響はないだろうと判断し、許可妥当と判断をいたしました。以上6案件すべて調査班は許可妥当と判断をいたしましたことを報告いたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 報第67号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

11ページをご覧ください。報第67号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページから15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、5件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は宅地分譲で、権利の種類は、所有権の移転です。

2番は、転用目的は宅地分譲で、権利の種類は、所有権の移転です。

3番は、転用目的は共同住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。

4番は、転用目的は駐車場及び作業場で、権利の種類は、所有権の移転です。

5番は、転用目的は農家住宅で、権利の種類は、使用貸借権の移転です。 以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番から5番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。5条の届出の場所について報告いたします。番号1は13ページの位置図をご覧ください。安来消防署の本部がある西側の水田です。道を挟んで上と下に番号1の農地があります。番号2はその隣の水田が申請場所です。番号3の申請場所は、14ページの地図をお願いいたします。安来市立第一中学校の西側、吉田川の堤防との間にある場所です。番号4は安来市立第一中学校の北側の水田でございます。その地図でちょっと隠れていますが、上が安来市立安来球場です。番号5の申請場所は15ページに記載されている安来市立第一中学校の校門の南側にあります。その校門から大体200mくらい西に行くと吉田川

がありまして、その橋を越えまして100m行くと頭無川があります。頭無川沿いに南に50m行った2筆が5番案件であります。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第73号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。議第73号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外7件で、うち安来地域4件、伯太地域1件、広瀬地域2件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：伊藤 豪君

農振法の担当をしております、農林振興課の伊藤です。よろしく申し上げます。今回の農用区域から除外予定の面積は、1, 336㎡で公用公共用施設用地、その他駐車場等の用途の7件です。資料の1ページに全体面積と変更理由別面積を掲載しております。除外のうち、公用公共用施設用地、これは全て携帯電話基地局になりますが、これを除いた農地転用許可に係る案件が1, 314㎡の3件です。該当地の土地調書は4ページ、農振除外5要件の確認表は5ページと6ページ、広域の位置図は7ページです。

最初に整理番号1、位置図が8ページ、切図、土地利用計画図が9ページにありますのは、農地転用届出案件の切川町の携帯電話基地局です。電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

続いて整理番号2、今津町の駐車場、資材置場、面積856㎡の案件ですが、位置図を10ページ、切図、土地利用計画図を11ページに掲載しております。申出者は従業員30名を雇用するコンクリートブロック製品、生コンの製造・販売業者です。現在申出地北側の事務所敷地と工場用地東側の雑種地に従業員の自家用車25台を駐車していますが、事務所敷地は狭小なため縦列駐車しており、雑種地は駐車以外に作業スペースが不足する場合、製品の積み下ろしに使用し、車両との接触も懸念されることから、用途を明確にするということで新たな駐車場用地を確保するものです。一方、申出地東側隣接地の南側一部を製品置場としているが、作業員が行き来する工場敷地内をユニック車両が縦断しながら搬出入しており、危険性をはらんでいるため、申出地内に製品置場を移転し、申出地の進入路を利用することで安全面を保とうとするものです。あわせてコンクリートを保管する貯蔵サイロが製品製造上必須となる施設であり、用地として利用します。利用目的から事務所及び工場周辺で探したが、農地以外に利用できる土地がなく、隣接する申出地を選定しました。また申出地は、既存敷地の拡張であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

次に整理番号3、中津町の店舗、駐車場、面積208㎡の案件ですが、位置図を12ページ、切図、土地利用計画図を13ページに掲載しております。同地区の新聞販売店経営者から新聞配達業を引き継ぐことになり、新聞及び広告の受け取り、仕分け、配達員への引き渡しまで行う拠点施設を整備することとなりました。配達作業の効率化のため区域の中心であり、かつこれを期に実家へ移住するため、実家近辺で候補地を探したが、申出地しか利用できる土地がなくやむを得ず農地を選定しました。道路及び水路に四方囲まれた孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

次に整理番号4、位置図が14ページ、切図、土地利用計画図が15ページの上吉田町と、整理番号5、位置図が16ページ、切図、土地利用計画図が17ページの伯太町草野の2件は、農地転用届出案件の携帯電話基地局です。

次に整理番号6、広瀬町西比田の離れ、車庫、物置、面積250㎡の案件ですが、位置図を18ページ、切図、土地利用計画図を19ページに掲載しています。申出人の息子が結婚し、同居することとなり母、申出人夫婦、息子夫婦の5名と家族が増え、既存住宅では手狭なため増改築を行う計画です。また、農家であり保有するトラクターや農業用キャリー、軽トラック及び乗用車の保管場所として農業用物置兼車庫と、もう1台所有する乗用車と新たに増える息子夫婦の乗用車2台をあわせた3台分の新たな駐車場を確保するものです。自宅隣接地で農地以外に利用できる土地がなく、やむを得ず農地を利用するものです。また道路、宅地に接し、道路敷設により圃区が区切られた農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

最後に整理番号7、位置図が20ページ、切図、土地利用計画図が21ページは、農地転用届出案件の広瀬町奥田原の携帯電話基地局です。

以上、7件の農振除外案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、13番 板金委員長の報告をお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。農業振興地域整備計画の変更についてということで、今月14日午前9時より農地対策委員会の岡田会長、渡辺代理、齋藤委員、吉村委員、木戸委員、杉原委員、北中委員と私を含めて8人と事務局より堀江係長が出席し、農林振興課 伊藤係長より現地確認をしながら変更理由の説明を受けました。その後、会議室において委員で検討を行いました結果、委員会としては申請された除外7件については許可妥当であるという結論に至りました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめます。事務局から意見について提案願います。

事務局：竹内 章二君

先ほど板金委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。宜しくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することとします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第74号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 15番 佐々木委員 の退席を求め、併

せて私 岡田も退席いたしますので、議第74号の議事につきましては、渡辺会長代理が議長を勤めますのでよろしくお願いいたします。

議長：渡辺 和則君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。議第74号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、別紙資料2の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が261件、368, 654㎡、使用貸借が31件、38, 906㎡、全体で292件、総面積が407, 560㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼いたします。議第74号についてご説明いたします。別冊資料2の詳細は2ページからです。今月の利用集積計画の内容はいずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。番号1～39番、82番～105番はいわゆる利用権設定の申請で、それを除く40番～81番、最後の106番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：渡辺 和則君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：渡辺 和則君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：渡辺 和則君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

この際、11番 新田委員 15番 佐々木委員 16番 岡田委員 の退席を解除します。それでは、ここで議長を交代します。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第68号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

説明前に議案の訂正がございます。12ページ4番の面積の合計欄に198㎡となっておりますが、正しくは208㎡です。重ねて申し訳ございませんでした。

20ページをご覧ください。報第68号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページから24ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第69号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第69号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。26ページから28ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、9件で、すべて農業経営基盤強化促進法による解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第70号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

29ページをご覧ください。報第70号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届け出書の提出がありましたので報告する物です。30ページに届け出内容載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件です。

1番は、届出者は安来市長 近藤宏樹、担当部署上下水道部下水道課です。事業名は、「前ノ川雨水渠（その1）工事」で、平成30年12月1日から平成31年1月31日まで、資材置場として使用します。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第71号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第71号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページをご覧ください。今月の届出は1件で、全てKDDI携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第72号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

33ページをご覧ください。報第72号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことにつ

いて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。34ページをご覧ください。今月の通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

続きまして、追加議案になりますが、日程第13 同第1号 農業委員会等に関する法律第23条による推進委員の辞任について を議題とします。事務局の説明を求めます。また、本日の会議の前段でこの議題について運営委員会を開催しておりますので、その報告は、運営委員長が行います。

事務局：堀江 雄二君

議案（その2）1ページをご覧ください。同第1号 農業委員会等に関する法律第23条の規定による推進委員の辞任について このことについて、別紙のとおり辞表の提出がありましたので同意を求めるものです。2ページに内容を記載していますのでご覧ください。辞表の提出があったのは、農地利用最適化推進委員1名です。以上です。

議長：岡田 一夫君

続いて、運営委員長 報告をお願いします。

運営委員長：12番 塩見 秀雄君

総会の前に運営委員会を開催いたしました。本日の会議の前段でこの議題について事務局より説明を聞き、運営委員会といたしましても、体調不良で辞任はやむを得ないと判断いたしました。また、推進委員の後任につきましても、安来市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第10条にありますが、区域の担当農業委員さんとも相談の結果、当分の間、欠員でいくと決定いたしましたのでご報告申し上げます。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員より補足説明がありましたらお願いします。

14番 渡邊 克実君

地元では後任を探すべく、努力している最中でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局及び運営委員長、また、地元委員より説明がありました、本件については、同意案件でありますので、質疑を省略し、採決したいと思います、ご異議はありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

異議なしと認めます。お諮りします。本件について、同意される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件について同意することで決定されました。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第18回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時17分)

以上 会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため署名押印する。

安来市農業委員会 議長

安来市農業委員会 委員

安来市農業委員会 委員